

平成28年

第4回市議会定例会 議案第12号

函館市表彰条例の一部改正について

函館市表彰条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市表彰条例の一部を改正する条例

函館市表彰条例（昭和23年函館市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関して功労」を「関する功労（以下単に「功労」という。）」に、「を函館市功労者（以下「功労者」という。）として表彰すること」を「に対する表彰」に改める。

第2条第1項中「功労者の決定は、」を削り、「第3項」を「第4項」に、「行う」を「、功労が特に顕著と認められる者を函館市功労者（以下「功労者」という。）として決定する」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、刑事事件に関して現に起訴されている者または刑に処せられた者は、功労者として決定することができない。

第2条に次の1項を加える。

5 第1項および第2項の規定は、次条第2項の規定による表彰の決定について準用する。

第3条の見出しを「（功労者の表彰）」に改め、同条中「功労者として表彰される者には」を「前条第1項の規定により功労者として決定された者に対しては」に、「贈る」を「贈り表彰する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により表彰された後において、特に顕著な功労が更に認められる功労者に対しては、函館市特別功労賞として表彰状および褒賞金品を贈り表彰することができる。

第4条中「功労者」を「前条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、同日以外の日に行うことができる。

第5条中「功労者として」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特に顕著な功労が更に認められる功労者を表彰する賞として函館市特別功労賞を設けることとし、および表彰を8月1日以外の日に行うことができることとし、ならびに功労者としての決定を受けることができな
い者を定める等の規定の整備をするため